

## 下水道排水設備指定工事店指定申請書の提出にあたって

### 1 指定工事店の要件について

次の要件に適合している工事業者であること。

- ・ 責任技術者が1名以上専属していること。
- ・ 工事の施工に必要な設備および器材を有していること。
- ・ 滋賀県内に営業所があること。
- ・ その他

### 2 登録・更新時に必要な提出書類について

#### (1) 下水道排水設備指定下水道工事店指定申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ① 申請者（法人の場合は代表者）の住民票記載事項証明書
- ② 申請者の経歴書（履歴書）
- ③ 成年被後見人または被保佐人あるいは破産者でないことを証明する書類（身元証明書）
- ④ 法人の場合は、商業登記簿謄本（写しでも可）および定款の写し
- ⑤ 営業所の平面図および付近見取図（様式第2号）ならびに営業所の写真  
\*写真については、次の3点が写されたものであること。
  - ・ 表札を含む外観（表札の字が確認できること）
  - ・ 資材置場
  - ・ 事務所内部
- ⑥ 専属責任技術者名簿（様式第3号）、雇用関係を証する書類および責任技術者証の写し
- ⑦ 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
- ⑧ 納税証明書（市税の全部）・・・法人の場合は会社名義、個人事業者は代表者名義

(2) 滋賀県内の他市町において既に指定工事店の取得をしている場合は、指定工事店証の写し